

平成24年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年12月13日（木）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	13番	池田賢治
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
4番	齋藤幸廣	10番	米澤壽重	16番	松森豊
5番	是津輝和	11番	遠藤義光		
6番	小野昌士	12番	池田信博		

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	村上孝三
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	村上静夫	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	池田茂良	五箇支所長	長田栄
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	野津浩一
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発委第 1 号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第 2 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

発議第 6 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 15時50分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

これより、常任委員長報告を行います。

まず、会期日程第6日に、各常任委員会に付託した議第96号から議第115号までの補正予算案及び条例関係等20件と、陳情6件、継続審査となっている調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の常任委員会における審査の経過及び結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず始めに、総務産業建設常任委員長：11番 遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は閉会中の11月15日、19日、20日、の3日間開催し、平成24年第4回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。また、今定例会会期中の12月11日、12日の2日間、今定例会で付託になった議案について所管課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、別紙のとおり、いずれも全会一致で「可決すべし」としました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告をいたします。

補正予算関係であります。

1、新株式会社あいらんど経営支援補助金は、昨今の景気低迷を受けて観光入り込み客など利用客の減少などにより経営不振を招いており、シーズンオフを迎えるにあたり資金ショートが確実な状況であり、従業員の給与の支払いなどに困難を来さないように対策するものがあります。

委員からは次のような意見が出されました。

「今の社会情勢の中では経営計画は立たないのでは、施設のキャパが大きすぎるのではないかと、縮小すべきだ。それぞれの施設は、町村合併前の各地域で雇用の場の創出と、地産地消を進めるためにつくられたもので地域には必要な施設である。また、大きなイベントを開催するにも、なくてはならないものだから存続すべきだが、この際、経営陣を刷新して新しい感覚で経営することが求められる。観光を基軸に“まちづくり”を進めるとしているのに何でもかんでも閉めれば良いというものではない。合併後2,000人も人口が減って行く中で、雇用の場の確保は特に重要である。町の振興に対して夢がないようではダメだ。また早急に臨時株主総会を開かせ株主の声を出すべきだ。」などの厳しい意見が出されたが、従業員の給与の支払い、雇用の場の継続の観点から、今回の支援は、いたしかたないものと判断いたしました。ただし、予算執行に当たっては経営状況を見ながら行うよう指摘をしました。

今後、隠岐の島町としても経営陣の刷新も含め、独自に第三者を参加させ経営改善計画を策定し、それに基づく運営方針を速やかに検討するよう求めました。

今までも公認会計士や島根県経営者協会などにもアドバイスを受けているが、指定管理料は4年前から社会情勢が変わったにもかかわらずそのままである。これを契機に指定管理料の見直しを図って行くとともに、独自の経営改善計画を含め検討するとの答弁がありました。

2番目に、愛の橋橋梁架替事業費の測量・ボーリング調査・設計の減額補正は、交付金内示によるものでありますが、平成29年度以降完成を目途に取り組むとのこととあります。地

元の要望では、消防車が通れるよう整備してほしいという要望であります。そうしますと、総額3億円の工事費が見込まれます。住民は大変不便な思いをしており、早期に改修実現を目指して取り組むよう指摘をしました。

隠岐島観光協会に対する法令外負担金172万9千円については、島根県の補助事業が終了したことを申請時に十分説明がなされなかったものであります。今後ヒアリングをきちんと行い、このようなことが起こらないように指摘をしました。

続いて、調査事項であります。

農業公社につきましては、分社化について、12月10日の執行部の中間報告においては、1、新組織に移籍する職員の退職一時金に対する事項、2、事業運営に対する町の支援と支援期間にかかわる事項については、理事会との協議の結果、合意にいたり覚書を互いに提案するといった真摯的に協議を行って来たにもかかわらず、12月17日の午前9時過ぎに職員労働組合は、島根県労働委員会に斡旋を申し込んだとの通知があったと報告を受けました。これにより斡旋案が出されるまでは、町としては身動きがとれないとのことであります。理事会は、職員労働組合と協議する中で、町と合意の事柄を組合に伝えたにもかかわらず組合が一方的に労働委員会に斡旋の申し込みをしたことは、理事会が日頃から理事会の機能と責任を果たしていないのではないかと指摘をしたところであり、今後法的根拠に基づき対処するように指摘をいたしました。

継続審査となっております「ビューポートホテル」の賃貸料についてであります。24年4月まで5年間の据え置きとしていましたが、昨年の3.11の東日本大震災の影響や、景気低迷も更に進むなど利用客も低迷していることもあり、現状では賃借料の支払いは困難であります。

設立当時、高利で借り入れた設備投資資金の金融機関への償還が終了する平成25年度まで更に2年間の猶予期間を設けることはやむを得ないと判断しました。

所管する諸事項について現地視察を行いました。視察先は中村のものづくり学校、下元屋集会所、寄附採納を申し出ている富原醤油店の土地建物、これは今後、町が利用価値があるかどうかの検討をして行くということでありまして、それによって寄付採納がなされるか判断して行くものであります。今回陳情のあった、隠岐の島町保養センター・テニスコートも視察いたしました。

続いて陳情案件であります。

陳情案件地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意

見書の採択については、事業の趣旨の重要性に鑑み全会一致で採択することといたしました。

「国民保養センター隠岐の島テニスコートターフ張り替え整備についての陳情」であります。利用者数を始め、陳情事項の現場との整合性に差違が認められたことから引き続き調査研究をする必要があるとして継続審査といたしました。

また、「まちづくり対策事業」、「地域産業の振興に関する調査」については議会閉会中も引き続き調査研究を続けてまいります。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成24年度一般会計及び各特別会計補正予算、指定管理者の指定など10案件と、陳情案件4件、計14件の審査と、所管の調査事項について調査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中11月15日、16日と会期中の12月11日、12日の4日間開催し、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、一般会計及び各特別会計補正予算、指定管理者の指定につきましては、特に意見・指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、陳情案件についてであります。

陳情第6号「県・乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める陳情書」、陳情第7号「安心・安全の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善大幅増員を求める陳情書」、陳情第8号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書」、陳情第9号「生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書」の4件は、いずれも陳情の趣旨は理解できるものでありますが、実態の把握等、今少し調査を要することから、全会一致で「継続審査」といたしました。

次に、所管の調査事項について2点ほど申し上げます。

まず、隠岐の島町図書館の管理運営についてであります。

図書館の管理運営につきましては、条例上では指定管理者による管理も想定しているところではありますが、指定管理者による管理はなじまない公の施設として、今日まで教育文化振興財団に一部委託をして運営しているところであります。

当時は、財団事務局長が図書館長となり、図書館職員を指揮・監督しておりましたが、人

事異動等の理由により、教育委員会の課長が館長を兼務することとなったわけでございます。

このことによりまして、教育委員会の課長が財団職員である図書館職員を指揮・監督することとなり、このことが労働者派遣法に抵触することから、教育委員会部局では、財団を指定管理者としてお願いしたい旨、11月15日開催の常任委員会に報告があったところでございます。

委員からは、いろいろと意見が出てまいりました。

一つには、指定管理者による管理はなじまない、公の施設として今日まで来たものを、今何故、財団を指定管理者とするのか、また、財団の現状はいろいろな問題や課題があり本当に住民福祉の向上が図れるのか、職員の指揮・監督の問題だけで指定管理者制度を利用するのか、また、図書館運営をどのように考えているか等々、財団を指定管理者とすることに異論が相次ぎ、教育委員会部局として、教育委員会を開催するなどして方向性を出すように再検討するよう要望していたところであります。

一昨日の11日の常任委員会では、開催された教育委員会でも指定管理者制度によって教育委員会部局の目が届かなくなるのではないかと、当常任委員会と同じような指摘もあり、教育長からは、しばらく時間を頂きたいとの報告がありました。

当委員会としては、指定管理者制度において民間団体がいろいろな制度を活用して住民福祉の向上を図ることは理解できるものの、指定管理者制度が単なる財政問題、行政のスリム化ではなく直営または指定管理者制度のいずれかを選択するかは、あくまでも住民福祉の向上を図ることを前提に再検討するよう要望したところであります。併せて、他の指定管理者制度で行っている業務・施設等についても再検討するよう指摘をいたしました。

次に、高等教育のあり方についてであります。

より良い学校生活・寮生活を充実し、隠岐高並びに隠岐水産高校の支援について検討する必要があるのではないかと委員からの提言もあり、意見交換を行ったところであります。より高い教育を求めて本土への進学を希望する学生も多いことから、隠岐の島町における高校存続の課題は避けては通れません。

県教委では、統廃合の学校名は公表しないが、3年間、定員の50パーセントを割れば統廃合を検討する方針があるようであります。

平成22年3月には、両校から学校存続のための学生寮運営支援について陳情がありましたが、学校当局の努力等により、経費削減も図りながら厳しい寮運営を行っているようであります。より良い高等教育・魅力ある学校づくり、定住対策、そして、本土からの入学希望者

を含め島内の入学希望者を増やすためにも両校の存続は重要な課題であり、当委員会としては実態把握に努め、調査・研究することといたしました。

町当局におかれましても、町長部局・教育委員会部局という垣根を越え、これらの課題についても真剣に取り組むよう強く要望しておきたいと思えます。

最後に、調査事項であります「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」につきましては、議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

以上で「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2番 前田芳樹 議員

2番（前田芳樹）

竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の11月20日と会期中の12月6日の2日間委員会を開催し、議会閉会中の10月14日には、隠岐いぐり凧にメッセージを託して全国凧揚げ大会に参加をし、また11月5日には、島前を訪問して島前3町村議会との今後の連携方法に関する協議をし、所管事項について調査研究等をしたので、その主なものについて報告をいたします。

11月20日及び12月6日の委員会におきましては、まず、11月5日に、副議長、委員長、議会事務局長の3名が島前を訪問して、島前3町村議会関係者全員との協議会に参加をし、本町議会が9月に政府宛に提出した竹島関連の意見書の説明と、今後の議会間の連携につい

て協議をいたしましたところ、島前の3町村議会がともに同様の意見書を提出するし、今後は歩調を合わせて行動を取って行くとの返答があった件について、委員会で検討をしました。

今後は、本町議会が発信元となり議長会を通じて情報提供すればよいのではとの意見もありまして、議会間の連携に関するこの方向付けに委員全員が賛成でありました。

次に、平成23年12月定例会で議決した要望事項3項目のうち、標柱看板は総合振興計画に載せてあるとのことでしたが、来年度早々には実現させるよう予算措置を講ずるべきではないか、また、島根県発行の啓発パンフレットを島内全戸配布できるほどの部数を島根県に要求してみるよう指摘しておりましたが、その後どうなっているのかについて、執行部の見解を求めました。

標柱看板については、3基を来年度設置へ向けて現在ヒアリング中であるとの報告がありました。啓発パンフレットについては、島根県に問い合わせをしましたところ、印刷費が7,000部では28万円かかると言うので、本町も少し負担を検討中であるとのことでした。啓発バッジの製作については、どのようなものがよいのか更に検討して行くとの返答でございました。早期実現に向けて取り組むよう指摘をしたところでございます。

次に、全国37道府県議会を始めとする多数の自治体から、竹島領有権問題を国際司法裁判所へ提訴するよう求める意見書が政府に提出され、政府は毅然として単独提訴をすると総理大臣が公言をしておりましたが、未だに提訴をしていない。これに対して、島根県議会が12月定例会で、政府は早く単独提訴をするべきだと要求する意見書を採択して提出をするが、本町議会も同様の意見書を提出してはどうか、との意見があり協議をいたしました。「出すなら、島前とも連携をとってやるべきだ。」などの意見がございまして協議の結果、3月の定例会での発議に取り組むこととしました。

次に、島根県竹島資料室の閲覧者がここへ来て6倍に増加しているのと同様に、本町への問い合わせも急激に増加しているという現状から、隠岐の島町の竹島問題に関する涉外窓口の拡充が必要ではないかとの意見がありまして、執行部の見解を求めました。これに対して、「これまで行革による人員削減の中で対応して来たが、離島の危機管理という側面からも平成25年度からは総務課人員を1人増加させることを検討している。」とのことでありました。

次に、10月14日開催の全国凧揚げ大会への参加状況について報告をいたします。

隠岐いぐり凧に「返せ、竹島、島と海」という竹島返還に関する強いメッセージを託して大会に参加をいたしました。

製作者の協力により、ひと際目立つ立派な凧を揚げて参加ができ、強いアピール声明を発

することができました。全国から集まった凧揚げ愛好者の方々が「竹島だ。」「返せは、そのとおりだ。」と集まってくれました。「隠岐へ来て竹島のことが解ったよ。」「帰ったらみんなに伝えておくよ。」などと理解を示す人たちもありました。マスコミ各社も取材に訪れ、島民観客の注目も浴び、内外に向けて竹島問題を啓発するという点では有意義な大会参加であったことを報告いたします。

以上、中間報告といたします。

議会閉会中も引き続き調査研究をしてまいります。

議長（池田信博）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

会期日程第1日の、町長提出議案、承認第11号「平成 24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」から議第 115号「指定管理者の指定について〔高齢者生活福祉センター蓬萊苑〕」までの21件、陳情第 5号から陳情第 10号までの 6件と会期日程第 6日の町長追加提出議案、同意第3号から同意第5号までの 3件、並びに、本日の議事日程第 1で行いました、常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

以上で「討論」を終ります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の承認第 11 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、承認第 11 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 96 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 6 号)」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、議第 96 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 97 号「平成 24 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」から議第 106 号「平成 24 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」までの 10 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、議第 97 号から議第 106 号までの 10 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 107 号「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 111 号「隠岐の島町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例」までの 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、議第 107 号から議第 111 号の 5 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 112 号「あらたに生じた土地の確認について」から、議第 113 号「字の区域の変更について」までの 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、議第 112 号から議第 113 号の 2 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 114 号「指定管理者の指定について〔下元屋集会所〕」から、議第 115 号「指定管理者の指定について〔高齢者生活福祉センター蓬莱苑〕」までの 2 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 114 号から議第 115 号までの 2 件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議を 19 時まで時間延長をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、本日の会議を 19 時まで時間延長することに決しました。

次に、同意案件の採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

これより、同意第 3 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

ここで、山本和博教育長の退室を求めます。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

ただ今の出席議員は議長を含め 16 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番：是津輝和議員、6 番：小野昌士議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。 ×などは無効となります。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

是津輝和議員、小野昌士議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票、内有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成票 15 票、反対票 0 票、以上のとおり、賛成 15 であります。

よって、同意第 3 号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、同意第 3 号の採決を終わります。

山本和博教育長の入室を許可します。

次に、同意第 4 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

ただ今の出席議員は議長を含め 16 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番：齋藤昭一議員、8 番：石田茂春議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。 ×などは無効となります。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただ今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

齋藤昭一議員、石田茂春議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票、内有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成票 15 票、反対票 0 票、以上のとおり、賛成 15 であります。

よって、同意第 4 号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、同意第 4 号の採決を終わります。

最後に、同意第 5 号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、同意第5号の採決を終わります。

これをもって、同意案件の「採決」を終わります。

次に、陳情第5号「地球温暖化対策に関する〔地方財源を確保・充実する仕組み〕の構築を求める意見書の採択について」を採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情第6号「県・乳幼児等医療費助成拡大の意見書提出を求める陳情書」から陳情第10号「国民保養センター隠岐の島テニスコートターフ張替整備についての陳情」までの5件を採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第6号から陳情第10号までは委員長報告のとおり決定いたしました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題といたします。

各常任委員長、特別委員長から審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮ります。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

日 程 第 6、隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2項の規定により、指名推選により行いたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、隠岐の島町選挙管理委員会委員として、谷口桂介氏、寺嶋義行氏、上川晃一氏、西山哲男氏の 4名の方を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名しました4名の方が隠岐の島町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、隠岐の島町選挙管理委員会委員補充員として、松井忠弘氏、山根隆徳氏、嶽野慶子氏、田中智英氏の4名の方を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名しました4名の方が隠岐の島町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただ今当選されました補充員については、補充の順序を定めなければならないと規定され

ております。

よって、補充員の順序についてお諮りします。

西郷地区の委員が欠けた場合は、西郷地区の補充員、布施地区、五箇地区、都万地区の委員が欠けた場合は、それぞれの地区補充員がその地区の委員になることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、補充員の順序につきましては、西郷地区の委員が欠けた場合は、西郷地区の補充員、布施地区、五箇地区、都万地区の委員が欠けた場合は、それぞれの地区補充員がその地区の委員になることに決定いたしました。

以上で、「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を終わります。

日 程 第 7、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、3件の議案が議員・委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員・委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました3件の議員・委員会提出議案について提出者から提案理由の説明を求めます。

まず始めに、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

3番：平田文夫 議員

3番(平 田 文 夫)

発委第1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

平成24年12月13日提出

提出者 議会運営委員会委員長 平田文夫

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規

定により提出します。

提出の理由

地方自治法の改正により、法第 109 条第 9 項に「前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。」の規定が新たに設けられたことから、委員の選任方法、在任期間等について、隠岐の島町議会委員会条例に規定するものであります。

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例(平成 16 年隠岐の島町条例第 206 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「変更」を「指名」に改める。

第 6 条中第 3 項を第 6 項とし、第 1 項から第 2 項までを 3 項ずつ繰り下げ第 4 項の前に次の 3 項を加える。

議員は一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。

2. 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3. 特別委員会は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

議長(池田信博)

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第 1 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第 2 号「地球温暖化対策に関する〔地方財源を確保・充実する仕組み〕の構築を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

11 番：遠藤義光 議員

11 番（ 遠 藤 義 光 ）

発委第 2 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を
求める意見書

平成 24 年 12 月 13 日提出

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

提出者 総務産業建設常任委員会委員長 遠藤義光

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定
により提出します。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書で
ございます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫
緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水質源の涵養、自然環境の
保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は、大きくなっています。

また、我が国は京都議定書において、第 1 約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの
間に、温室効果ガスを 6 パーセント削減することが国際的に義務付けられているが、その内
3.8 パーセントを森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入される一方、「森林
吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制
改正大綱」において「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされて
いる。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林
吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村
地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、森林価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継
者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久
的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

1.二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月13日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発委第2号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立により行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第2号は原案のとおり可決されました。

最後に、発議第6号「隠岐の島の施策課題に対するための決議」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番（石田茂春）

発議第6号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年12月13日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 遠藤義光

賛成者 隠岐の島町議会議員 高宮陽一

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

- 1、納税意識の高揚を図るとともに、滞納徴収業務を強化すること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と、雇用創出策の推進を図ること
- 3、保健・医療・福祉の連携を図り、健康増進、医療費削減を図ること
- 4、学力向上、教育行政の充実強化を図ること

平成 24 年 12 月 13 日

隠岐の島町議会

議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発議第 6 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立により行います。

発議第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成 24 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（閉会宣告 16時58分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 24 年 1 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員